

千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部
ガバナンス・コード

令和4年9月1日

目 次

千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部 ガバナンス・コードの 制定について.....	1 頁
第 1 章 経営の安定性・継続性の確保	1 頁
第 2 章 自律的なガバナンス体制の確立	3 頁
第 3 章 教学ガバナンスの充実	6 頁
第 4 章 情報の公開と公表	8 頁

千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部 ガバナンス・コードの制定について

令和元年5月に学校教育法及び私立学校法が改正され、文部科学省通知「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（元文科高第228号。令和元年7月12日）により、ガバナンス・コード（自主行動規範）の必要性が大学法人に要請されました。今後は各大学法人が私立学校法等の法令を遵守するにとどまらず、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、経営の強化と、利害関係者（ステークホルダー）に対して説明責任を果たすことが求められています。また、認証評価や私学助成取得の要件等においても、さまざまな留意事項が求められています。

千葉経済大学（以下、「大学」という。）及び千葉経済大学短期大学部（以下、「短期大学」という。）では、これら留意事項を自主的に把握、点検し、健全な発展に資することを目的として、日本私立短期大学協会の「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード」に準拠したうえで、規範となるガバナンス・コードを新たに制定することとし、今後このガバナンス・コードに基づいて円滑な管理・運営を行うことにより、社会の発展に寄与してまいります。

第1章 経営の安定性・継続性の確保

大学及び短期大学（両者合わせて、以下「本学」という。）は、これまで本学の建学の精神「片手に論語 片手に算盤」をふまえ、「良識と創意」を校是とし、独自の特色ある教育を展開することにより、地域はもとより広く社会に貢献してきました。この多様化する時代において、今後も安定して存続し、健全に発展していくためには、経営と教学の連携・協力体制の確立、中期的な計画の策定、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行い、ガバナンス強化を図っていくことが必要です。

本学の今後の経営の安定性・継続性の確保のために必要な留意事項は次のとおりです。

1. 経営と教学の連携・協力

- （1）学校法人千葉経済学園（以下、「本法人」という。）は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として設置する本学の教育目的を明示します。

<確認項目>

- 1) 建学の精神を明示し、内外に周知しています。
- 2) 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知しています。

- (2) 本法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させます。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が本法人及び理事と密接に関わっています。

<確認項目>

- 1) 学長等を理事として選任しています。
- 2) 本法人は、学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めています。

2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容

- (1) 本法人は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努めます。このため、法令に基づき、5年間の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備します。

<確認項目>

- 1) 5年間の中期的な計画を策定しています。
- 2) 中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立しています。
- 3) 中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えています。
- 4) 中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいます。
- 5) 中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載しています。

3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

- (1) 本法人は、法令遵守のための体制を整えます。

<確認項目>

- 1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備しています。
- 2) 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けています。
- 3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を開設し、通報者の保護を図るための体制を整備しています。
- 4) 健全な本学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備しています。

4. 地域貢献

- (1) 本学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外の利害関係者（ステークホルダー）との関係を密にし、地域貢献に努めます。

<確認項目>

- 1) 地域・社会の公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外の利害関係者（ステークホルダー）と連携できる体制を整えています。
- 2) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施しています。
- 3) 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えています。

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

理事・監事・評議員は、常に学校の歴史に培われた建学の精神を尊重するとともに、それぞれの役割を理解し、それに照らした学校経営及び運営判断に努める必要があります。

理事・監事・評議員の三者がその役割を連携することによって実現される自律的なガバナンス体制の確立の在り方に関する留意事項は次のとおりです。

1. 理事会機能の充実

- (1) 理事会は、本法人の最高意思決定機関です。本法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行います。

<確認項目>

- 1) 理事会は、本法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督しています。
- 2) 理事会は理事長が招集します。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題内容（議案及び資料）を通知し、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営しています。
- 3) 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるなどの配慮をしています。
- 4) 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしています。
- 5) 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えています。
- 6) 理事に対し、研修や情報提供の機会を設けています。

- (2) 理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理します。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、本法人を代表し、理事長を補佐して本法人の職務を掌理します。

<確認項目>

- 1) 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理しています。
- 2) 理事長の代理権限順位を明確に定めています。
- 3) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行っています。
- 4) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。
- 5) 理事は、本法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っています。

- (3) 理事の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところにより実施します。

<確認項目>

- 1) 寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充しています。
- 2) 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されています。
 - ① 本法人の設置する学校の校長及び学長
 - ② 本法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ③ 前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していません。
- 4) 理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していません。
- 5) 理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていません。
- 6) 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めています。
- 7) 外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人以上選任しています。

2. 監事機能の充実

- (1) 監事は、本法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するととも

に、本法人としても適切な監査体制を整えます。

<確認項目>

- 1) 監事は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しています。
- 2) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。
- 3) 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解しています。
- 4) 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べています。
- 5) 監事に対し、研修や情報提供の機会を設けています。

(2) 監事の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところにより実施します。

<確認項目>

- 1) 監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいています。
- 2) 監事を2人以上置いています。
- 3) 監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していません。
- 4) 監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていません。
- 5) 監事は、本法人の理事、評議員又は職員を兼務していません。

3. 評議員会機能の充実

(1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っています。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行います。

<確認項目>

- 1) 次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴いています。
 - ① 予算及び事業計画
 - ② 事業に関する中期的な計画
 - ③ 借入金及び重要な資産の処分に関する事項
 - ④ 役員に対する報酬等の支給基準
 - ⑤ 寄附行為の変更

- ⑥合併
- ⑦解散
- ⑧収益を目的とする事業に関する重要事項
- ⑨その他本法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

(2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものであります。

<確認項目>

- 1) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることを寄附行為に明記され、周知されています。
- 2) 評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けています。

(3) 評議員の選任は、私立学校法及び本法人の寄附行為の定めるところによります。

<確認項目>

- 1) 評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されています。
 - ①本法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ②本法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2) 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めています。
- 3) 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任しています。また、欠員が出た場合は、速やかに補充しています。

第3章 教学ガバナンスの充実

大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」、短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を目

的とすることが、学校教育法に定められており、地域社会の発展に寄与する存在であります。

学長は、本法人の理念を理解し、また学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の質を保証するとともに、本学の適切な管理運営に資するよう体制整備に努めるものとします。

本学の役割と、それを果たすためのガバナンスの在り方に関する留意事項は次のとおりです。

1. 私立大学・短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実

(1) 本学は、本法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げています。本学は利害関係者（ステークホルダー）に対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知しています。

<確認項目>

- 1) 学習成果を明示し、内外に周知しています。
- 2) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知しています。

(2) 本学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められています。また、本学は法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定します。

<確認項目>

- 1) 7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けています。
- 2) 定期的に自己点検・評価を行っています。
- 3) 学校法人の中期的な計画のうち、本学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載しています。

2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実

(1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としています。特に本学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、本学の向上・充実に寄与するものであります。

<確認項目>

- 1) 学長は、本法人が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されています。

2) 学長は、建学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めています。

(2) 学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠です。本学の向上・充実のために、本学の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整えます。

<確認項目>

- 1) 本学には学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いています。
- 2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べています。
 - ①学生の入学、卒業及び課程の修了
 - ②学位の授与
 - ③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3. 教職員の資質向上

(1) 本学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要です。そのため、本学は、教職員の資質向上に努めます。

<確認項目>

- 1) 教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行しています。
- 2) 事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行しています。
- 3) 組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されています。

第4章 情報の公開と公表

本法人は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開及び情報公表を推進し、利害関係者（ステークホルダー）からの信頼を得るよう努めます。

公開及び公表すべき情報とその運用に関する留意事項は次のとおりです。

1. 情報公開と発信

(1) 本法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成します。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後3か月以内にそれらを開覧できるようにします。

<確認項目>

1) 本法人は、法令に基づき、下記の情報を公開しています。

- ①財産目録
- ②貸借対照表
- ③収支計算書
- ④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの）
- ⑤監事による監査報告書
- ⑥役員等名簿
- ⑦寄附行為
- ⑧役員報酬の基準

2) 1)の情報について、⑥⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、法人事務局会計課に備えて置き、請求があった場合には開覧できるようにしています。

3) 本法人は、法令に基づき、1)の内容を公表しています。

4) 本法人は、財産目録を備えています。

(2) 本学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表します。

<確認項目>

1) 本学は、下記の情報を公表しています。

- ①本学の教育研究上の目的及び i) 卒業認定・学位授与の方針、ii) 教育課程編成・実施の方針、iii) 入学者受入れの方針
- ②教育研究上の基本組織
- ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等
- ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- ⑧授業料、入学料その他本学が徴収する費用
- ⑨本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援